

表

きれいな空気、お願いします！

メッセージ：




★そっと置いたり渡したりして、施設管理者に
あなたの気持ちを伝えるカードです

裏

健康増進法第25条（2003年5月1日施行）

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙**（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

たばこの煙困りました



©健康増進法については、大分市保健所にご相談ください。

TEL：536-2517